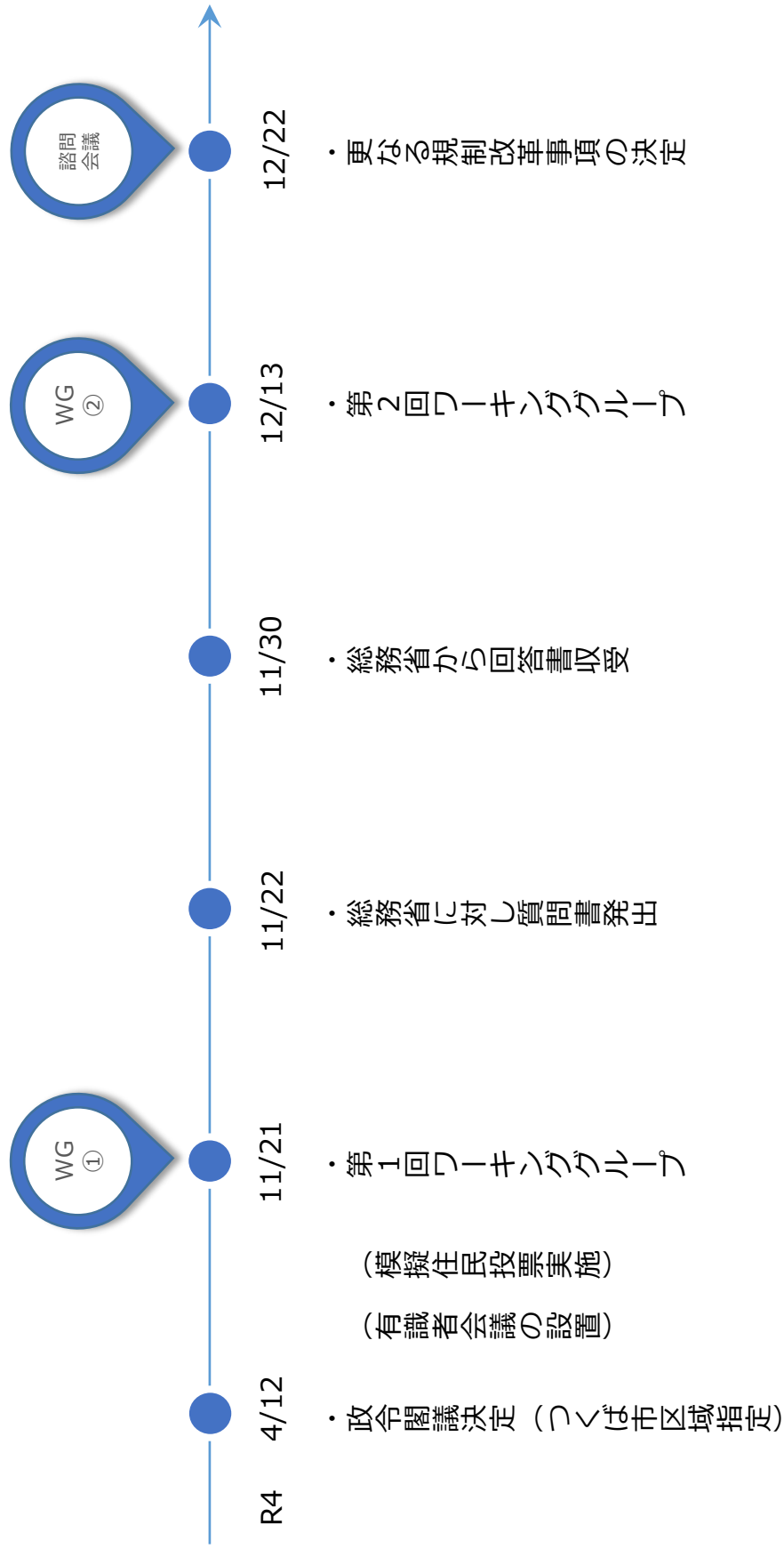


つくば市の規制改革提案に係る国家戦略特区ワーキンググループにおける議論

1. 特区WGヒアリング等でのこれまでの経緯（時系列）



新たな規制・制度改革の提案

1. つくばモデル案

① 対象となる選挙

つくば市長・市議会議員選挙

※つくば市は2024年からの導入を要望

※つくば市において、市議会議員参加の勉強会を開催（10/26、11/14）

② 対象者

障害者等、投票所へ
移動が困難な人



不在者投票対象者

郵便投票

障害者手帳等の原本提示が必要

指定病院投票

病院長等を通じて請求

名簿登録地外窓口で投票

名簿登録地へ直接または郵送請求

障害者等

行きたくても行けない

行きたいけど行くのが困難
代理投票、点字投票の心理的負担等

③ 具体的な対応

マイナンバーカードを用いた
厳格な個人認証



事前申請
(専用コード)

マイナンバー
カード

生体認証

やり直し投票と投票の秘密



認証情報

ハッシュ化

投票用
匿名ID

投票箱

匿名IDから個人の特定は不可能

セキュリティ対策及びシステム
ダウン対策



サーバーの分散管理等

投票内容の検証

ブロックチェーンによる改ざん検知等



改ざん検知
秘密鍵管理は
箱裏だけ
分かる。

投票内容は管理者でも分からない

その他

買収・強要の防止
(罰則規定強化等)

※インターネット投票は事前申請制とし期日前期間に限る

※総務省で検討されている在外インターネット投票の方法等も参考に今後、適宜調整

新たな規制・制度改革の提案

1. つくばモデル案 参考：対象範囲

高	主な対象者	対象要件	主な理由	現行制度	立会人
高	障害者	身体に重度の障害のある方 方や要介護5の方	<p>行きたいけどいけない</p> <p>行きたいけど行くのが困難</p>	不在者投票 (郵便投票) 障害者手帳等の原本提示が必要	なし
	入院患者等	指定病院等に入院（入所）中 ※移動困難等、1～6号自由該当者		不在者投票 (指定病院投票) 病院長等を通じて請求	
	名簿登録地外に滞在	仕事や旅行等で、選挙期間中、つくば市外に滞在している方		不在者投票 (名簿登録地外窓口で投票) 名簿登録地へ直接または郵送請求 ※自治体判断でオンライン請求可	
	障害者等	移動が困難（その他、様々な理由で投票が困難）			
低	高齢者	満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上つくば市に住民票のある方 ※つくば市長・市議会選挙の場合	行くのが大変	期日前投票	あり
	子育て・仕事		なかなか時間がとれない	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>投票管理者に申請</p> <p>代理投票 (字が書けない人) 補助者2名 (用紙記入者と確認者)</p> <p>点字投票 (目が不自由な人) 点字投票用紙で投票 (点字器で点字での投票可)</p> </div>	
	若者（学生）		手軽なら行くかも…		
	健常者 (投票が面倒)		1票では何も変わらない (政治に無関心)	当日投票	
	健常者 (投票しても無意味) 健常者 (絶対投票しない)		個人意思		3

事前申請必要

模擬住民投票の実施結果

1. 実施概要と投票結果等について

① 実施概要

実施期間：2022年11月8日(火)午前8時半から11月14日(月)午後8時まで ※期間中24時間投票可能

対象地域：筑波大学周辺・つくば駅周辺・小田地区・宝陽台地区

投票資格：対象地域に住民登録のある、16歳以上のマイナンバーカードを保有する方（1万4千人）

投票方法：スマートフォンによるインターネット投票

② 投票結果

投票数：1,506票

投票率：10.75%（1,506／14,000）

- ・使用された投票人登録用コードの数：2,312件
- ・使用された投票用コードの数：3,081件
- ・マイナンバーカード認証のトップページ表示回数：3,812回（PIN間違い等のエラー含む、都度加算）
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書の認証完了数：2,324件（失効確認の成功・失敗含む）
- ・投票サポート窓口の来場者数：141人（市役所本庁舎46人・荃崎センター75人・筑波センター20人）

※ 期間中、システムはトラブルなく稼働し、ダウンタイムは0、アクセス集中等による遅延の発生も無く、不正アクセスによる侵入や改ざんも検知されなかった。

※ 期間を通じて正しく投票を受け付け、オンラインによる有識者委員立ち会いのもと、正確に開票集計した。不正な投票データは確認されなかった。

③ アンケート結果

回答数：1,402件

・「インターネット投票を行ってみて、どのような感想を持ったか」の問いには、「簡単に投票できた」「厳重に認証していて安心できた」が854件（60.91%）。

・「今後インターネットでも投票できるようにしたらどうか」との問いには、1,200件（85.59%）が「インターネットで投票する」と回答。

※アンケート結果より一部抜粋

2. 検証結果について

検証項目	実施方法	検証結果
厳正な本人確認・個人認証	投票人登録用コードと投票用コード、マイナンバーカードの署名用電子証明書パスワードにより実施。	認証が正しく処理され、問題なく本人確認をすることができ（ヒューマンエラー除く）、投票の権利を有する者以外の投票は認められなかった。
投票の秘密の担保	投票システムへの不正なアクセスを防ぐとともに、システム担当者であっても投票の内容をうかがい知ることができない仕様とした。	公開鍵暗号方式にて投票データを暗号化し、匿名化されたIDと暗号化されたデータにより管理することで、システム担当者も投票内容を知ることができないことを管理画面上で確認できた。
買収・強要の防止	自由意思による投票であることを確認するページを表示するとともに、投票のやり直しを可能とすることで防止策とした。	自由意思による投票であることの確認は投票人DBに記録され、任意のアンケート結果として8名以上が投票先を変更したと回答した。
障害・負荷対策の実施	アクセス制御やファイアウォール、システム監視により、不正アクセスや負荷対策を実施、サーバを分散管理することで障害対策とした。	システムの監視状況や管理体制を整備することにより、不正なアクセスを防ぎ、サーバの負荷分散が行われていること、電源の異なる複数の拠点において分散管理されていることを確認できた。
公正性の担保	システム担当者であっても投票データの改ざんができず、開票・集計作業は管理者だけが実行できる仕様とし、投票履歴を残し事後検証可能とした。	管理者による開票・集計よりも前に投票内容を知ることができないこと、全ての投票履歴が記録されていることを管理画面上で確認できた。
投票機会の平等	主要ブラウザの最新版に対応したスマートフォンからの投票を受け付けるとともに、対応スマホを持っていない人向けに窓口を設置した。	それぞれのスマートフォンからの投票を正しく受け付けるとともに、スマホの無い人や操作に不安な人は投票サポート窓口で投票することができた。

④ 検証結果を受けて、主に改善すべき点

- ・ 事前の周知徹底が必要（事業参加への不安、マイナンバーカードや電子証明書の機能、本人確認用アプリ「つくスマ」のダウンロード等）。
- ・ ブラウザとアプリ間の遷移による離脱者が多く見られたため、投票システムはアプリ内での完結を目指すなどシンプルな構成とする。
- ・ 投票サポート窓口では、スマートフォンでの操作説明に多くの時間を要した。優れたUI・UX、充実したQAやマニュアル、サポート体制が必要。

令和4年11月30日

内閣府地方創生推進事務局 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課

令和4年11月22日付けで貴事務局から依頼があった件について、次のとおり回答します。

- ① 今回、つくば市から示された具体的な提案内容について、以下の項目ごとに、公職選挙法（立会人、管理者制度等）による保護法益に照らして、具体的にどこが問題なのか、どうすれば技術的課題を解決し実施できるか、総務省の見解とそれを踏まえた対応方針
- ・ マイナンバーカードを用いた厳格な個人認証（つくば市資料p8）
 - ・ やり直し投票と投票の秘密（同p9～11）
 - ・ セキュリティ対策及びシステムダウン対策（同p16～17）
 - ・ 投票内容の検証（同p10～11）

- ② ①に関連して、内閣府の委託事業として実施している有識者検討委員会に参加して、具体的な意見を述べることの可否

○ 模擬住民投票の実施にあたってのインターネット投票の個々の仕組みについては、技術的な検証を行うために、選挙制度にも知見のある有識者の参画を得て内閣府が設置した有識者検討会において議論、評価されるべきものと考えており、つくば市が独自に行った住民投票の内容等について、意見を申し上げることはない。

○ その上で、あえて申し上げるならば、投票のやり直しについて、現行の投票制度において認められていない中、インターネット投票のみやり直しを認めることは、投票機会の平等の確保の観点から課題があるものと考えている。

また、強要による投票を防止する観点からの提案と考えられるが、選挙情勢等によっては、一旦自らの意思で投票した者が、第三者の干渉を受け投票先の変更を強要されるような事態も考えられ、不正を惹起するおそれもあるのではないかと。

さらに、今回御提案のインターネット投票の対象者は郵便等投票対象者など投票所に行きたくても行けないような者を想定しているようであるが、当該者は選挙の当日に投票所に行くことができないと考えられることから、投票を上書きすることができず、制度として機能しないのではないかと。

○ なお、公職の選挙へのインターネット投票の導入にあたっては、投票管理者・立会人が不在の中で行われる仕組みであるため、本人確認の確実な実施、投票の秘密の確保、システムのセキュリティ対策などの選挙の公正確保の観点から解決すべき重要な課題があり、在外選挙インターネット投票の導入にあたっては、最新の技術等を踏まえて検討すべきものと考えている。

③ 郵便等投票、現行制度上立会人不在での投票が認められている投票方式について総務省が認識している課題（本人確認、第三者による干渉、郵送に係る負担 等）

④ ③の課題を克服する観点から、郵便投票等の対象者に限定してインターネット投票を認めることの可否、困難な場合はその理由

○ 郵便等投票は管理者・立会人が不在の投票であるため、なりすましや投票干渉の防止など選挙の公正確保の観点から、

- ・ 選挙人はあらかじめ選管から郵便等投票証明書の交付を受けて、投票用紙等の請求時に提示する必要があること
- ・ 投票用紙等の請求は、選挙人が署名をした文書によって行うこと
- ・ 投票用封筒の二重化により投票の秘密を確保し、外封筒には選挙人が署名すること
- ・ 投票干渉罪の規定を設けている

などの措置が講じられており、対象者を重度障害者等に限定する形で制度化されている。

○ このように、選挙の公正確保と投票機会の確保との調和の観点から、各党各会派における御議論を経て、郵便等投票の対象や制度が構築されてきたものである。

○ また、国内の郵便等投票については、郵送に要する時間や費用、郵便事情等の課題により投票が事実上困難となっているような状況になく、国内郵便等投票の対象者の投票機会は適切に確保されているものと考えている。

○ いずれにしても、投票機会の確保と選挙の公正確保の調和の観点から国会において議論が重ねられ、制度化された国内の郵便等投票制度の経緯を踏まえると、国内郵便等投票の対象者にインターネット投票を導入することも、新たな投票制度を導入するものであり、選挙制度の根幹に関わるものであることから、各党各会派における御議論が不可欠と考える。

⑤ 地方議会での合意等を得た自治体において、当該自治体の地方選挙に限定して、インターネット投票を認めることの可否、困難な場合はその理由

⑥ ⑤について、さらに、郵便投票等対象者に限定して、インターネット投票を認めることの可否、困難な場合はその理由

○ つくば市提案のインターネット投票については、現行制度上、重度の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない管理者・立会人不在の投票を国内の選挙において認めるものであるが、選挙の公正確保の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における御議論が不可欠であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

- 特区に限ってインターネット投票を認めることとすれば、管理者・立会人が不在の投票が認められるかどうかについて自治体間で差異が生じることとなる。管理者・立会人の下での投票は選挙制度の基本的事項であることから、こうした差異を許容し得るかどうかについて各党各会派において十分に御議論をいただく必要があると考えている。
- 条例による記号式投票や電子投票の制度があるが、これらは単に投票所における投票にどのような方式を採用するかというものであり、管理者・立会人が不在の投票を自治体の判断に委ねるものとは異なる。
- なお、地方議会の合意については、どのような説明がなされ、どのような点に合意が得られたのか承知しておらず、コメントをする立場にない。

⑦ ⑤⑥に関連して、国政レベルでの合意形成が必要と考えられる場合、抽象論ではなく、国政レベルの各党各会派との合意形成に向けた具体的な総務省としての対応方針

- 民主主義の根幹である選挙制度については、これまでも各党各会派における御議論の積み重ねにより制度化されてきたところであり、新たな投票制度の導入という選挙制度の根幹に関わる事柄については、各党各会派において御議論いただくべきものと考えている。

⑧ その他、つくば市提案の「投票に行きたくてもいけない」又は「行きたいけど行くのが困難」な方の投票環境向上の観点から、ハード面、ソフト面で考えられる方策

- 現行制度において、郵便等投票、指定施設や滞在地での不在者投票などがあるほか、自治体によっては、投票環境向上の観点から、投票所までの移動支援や移動期日前投票所の設置の取組、共通投票所の設置、マイナポータルを活用した不在者投票用紙の請求などの取組が行われているものと承知している。
- 総務省では、これらの取組についてまとめた事例集を作成し、横展開を図ってきたところであり、引き続きそのような先進的な取組を推進していくこととしている。

国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（案）

1. 次期通常国会に提出する法案に盛り込むべき事項

（略）

2. 更なる規制改革事項

(i) スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関連する規制改革事項

（公職選挙におけるインターネット投票や障害者等が投票しやすい環境整備）

- ・公職選挙におけるインターネット投票について、各党各会派の議論に資するよう、2022年度中に内閣府における調査事業の検証結果を取りまとめるとともに、その成果を踏まえ、2023年度速やかに、技術上、運用上の具体的な課題の解決に向けた検討を行う。
- ・あわせて、移動が困難な障害者等が投票しやすい環境を整備するため、つくば市の提案を踏まえた実証実験を行い、MaaS等の移動支援やデジタルの一層の活用も含めた取組について検討し、2023年度早期に結論を得る。

(ii) その他の規制改革事項

（略）

3. 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

（略）

4. 新たに措置された規制改革事項

（略）

1 実施概要

- さまざまな障害を持つ人の協力を得て、障害者の投票環境に関する意見交換の場を設け、諸課題を整理する。
- 模擬住民投票で使用した投票システムを利用して、視覚障害者の投票における課題を整理する。
- ・ 日 程：令和5年2月14日（火）15:00～16:30（14:00準備-17:00撤収） ※予備日は16日午前
- ・ 場 所：筑波技術大学 春日キャンパス（つくば市春日4-12-7）
- ・ 対 象：筑波技術大学の学生及び教員、筑波大学の学生、ほか事業関係者あわせて20-30名程度
- ・ 内 容：学内の教室を借用し、意見交換会と投票体験を行う。
 - ①障害者の投票環境に関する意見交換会・ワークショップ（60分）
 - ②視覚障害者による投票体験（30分） ※基本的には各人の端末を使用、事務局でも予備端末は用意する。

2 実施体制

- ・ 主 体：内閣府、つくば市
- ・ 協 力：筑波技術大学（学生・教員の参加と会場提供）、筑波大学（事務局への学生バイト参加）
 - 凸版印刷（認証システム）、日本マイクロソフト（企画開発の助言）、
 - ヘッドウォータース（企画開発の調査）、ミツエーリンクス（アクセシビリティチェック）
- ・ 事務局：VOTE FOR（企画・運営・開発・設計）

障害者の投票環境に関する追加検証

3 当日のスケジュール・詳細

- 14:00 設営開始
- 14:45 受付開始
- 15:00 開会
- 15:01 筑波技術大学坂尻先生ご挨拶
- 15:03 事務局から趣旨説明
- 15:05 インターネット投票システム体験
 - ・投票の様子は公開（実際の投票の様子を知るため。マイナンバーカードのパスワードは秘匿する）
 - ・投票中に不明点があればスタッフがサポートする
 - ・投票完了者はアンケートに回答
- 15:30 障害者の投票環境に関するワークショップ
 - ・2乃至3チームに分かれワークショップを行う。ファシリテーターはVOTE FORより。関係者にも同席いただく。
 - ・テーマ:従来の選挙における参加状況/従来の選挙と投票の課題/ネット投票導入について賛否と課題
- 16:10 各チームの総括
- 16:20 有識者会議委員、筑波大学鈴木先生からコメント
- 16:30 閉会
- 17:00 撤収

障害者の投票環境に関する追加検証

3 当日のスケジュール・詳細

○参加者

- ・有識者会議委員
- ・筑波技術大学学生（内投票者〇名）
- ・筑波大学学生（内投票者〇名）
- ・内閣府
- ・つくば市
- ・事業者
- ・事務局

○運営スタッフ

- ・受付、案内 3名
- ・投票サポート 2名
- ・動画撮影（資料用） 1名
- ・写真撮影（資料用） 1名
- ・システム管理（開発者との連携） 1名

障害者の投票環境に関する追加検証

3 当日のスケジュール・詳細

○ワークショップのテーマ

- ①従来の選挙における参加状況（選挙に参加したか/選挙情報の入手方法/投票所へのアクセス方法等）
- ②従来の選挙と投票の課題（投票前・投票時に不便なこと/改善すべき点等）
- ③ネット投票導入について賛否と課題（インターネット投票のイメージ/期待すること等）
- ④今回の投票システムの感想と課題（システム操作の不明点/利用した機能等）

○投票システムに関するアンケート

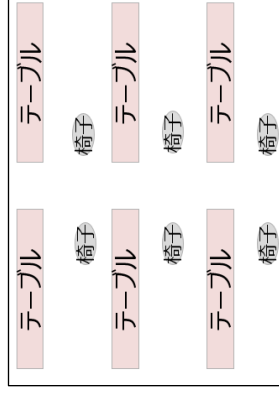
- ・投票完了できたか
- ・操作に不明点があったか
- ・投票完了にかかった時間
- ・投票の秘密が守られていたと思うか
- ・表示内容が理解できたか 等

障害者の投票環境に関する追加検証

3 当日のスケジュール・詳細

○会場設営について

- ・中央をあけ、通路は広く設ける。
- ・投票体験の際はテーブルを動かさず（写真参考） 1テーブルを1名で利用する。
- ・ワークショップの際はテーブルを動かさずグループ毎に向き合う（右図参照）。
- ・人数が増えた場合はテーブルを口の字に移動して行う。



○実際の会場の写真



障害者の投票環境に関する追加検証

4 追加検証前後のスケジュール

- | | |
|-----------|---|
| 令和4年12月下旬 | 追加検証の方針を決定し、検証項目に関して有識者会議に報告
実施に向け、筑波技術大学はじめ関係各所に連絡 |
| 令和5年1月中 | 障害者向けUIに知見のある外部から、アクセシビリティ診断を受ける
上記を受け、追加検証までに対応可能な範囲で投票システムを改修する
※機器の開発は伴わない、改修が間に合わないものは次年度の参考とする |
| 1月中旬 | 追加検証の詳細を関係各所に連絡 |
| 2月上旬 | 投票システム改修範囲のテスト・検証 |
| 2月14日 | 追加検証実施 |
| 2月下旬 | 検証結果を有識者会議に報告（書面のみ）、事業報告書に記載する |

障害者の投票環境に関する追加検証

5 検証項目の記述変更

「投票機会の平等」の「技術・システム」として掲げている、「自書の困難な人も代理人を介さず投票できる環境を構築、音声による支援も実施する」の検証方法について、「投票窓口に専用機器を設置し、正しく動作することを確認する」という記述を以下に改める。

「視覚障害者もスマートフォンから投票できることを確認する」

障害・負荷対策の実施		
技術・システム	アクセス制御、ファイアウォール、システム監視等により、不正アクセスや過負荷に耐えられることを検証する	脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施して、不正アクセスを適切に検知し、侵入を防ぐことができることを確認する
技術・システム	投票データの消失・改ざんを防ぐ	疑似的な障害の発生やペネトレーションテストを通して、データの消失や食い違い・書き換えが起きないことを確認する
技術・システム	サーバ等の機器不良、データセンター等の電源喪失に備える	複数の拠点に分散したサーバ及びデータセンターの稼働状況を確認し、投票期間終了後に報告を受ける
運用	回線又はデバイスの不具合等により投票できない人のために、市内拠点に投票窓口を設置する	投票サポート窓口において回線又はデバイス等の不具合等により投票できない人に対応できることを確認する
公正性の担保		
技術・システム	投票履歴を記録し、事後検証を可能とする = 投票用紙の事後管理に相当	システムへのアクセス権限を管理し、投票データのログを取得して一定期間保存する
技術・システム	管理者（運営者・システム担当者）も投票内容を破壊したり改ざんすることができない = 選挙期間中及び開票時の投票箱の管理に相当	管理者権限とシステムへのアクセスログを管理するとともに、管理画面や開発画面からデータを削除したり改ざんできないことを確認する
運用	開票作業者（システム担当者）による不正を防止 = 開票管理者・立会人に相当	自治体職員または有識者による監査及び立会を実施する
投票機会の平等の担保（平等選挙）		
技術・システム	投票期間中はいつでも、インターネットは接続可能なパソコン及びスマートフォンから投票可能とする ※つくスマはスマホのみ対応可能、パソコンやタブレットは次年度以降検討	投票期間中は時間帯に関わらず、主要ブラウザの最新版から投票できることを確認する（chrome・safari・Edge・Firefoxで約95%をカバー） ※7月住民投票はスマホのみ
技術・システム	自書の困難な人も代理人を介さず投票できる環境を構築、音声による支援も実施する ※令和5年2月の追加検証にて実施検証する	投票窓口に専用機器を設置し、正しく動作することを確認する ※令和5年2月の追加検証にて実施検証する
運用	回線又はデバイスの不具合等により投票できない人のために、市内拠点に投票窓口を設置する（再掲）	投票サポート窓口において回線又はデバイス等の不具合等により投票できない人に対応できることを確認する

障害者の投票環境に関する追加検証

6 検証対象の範囲

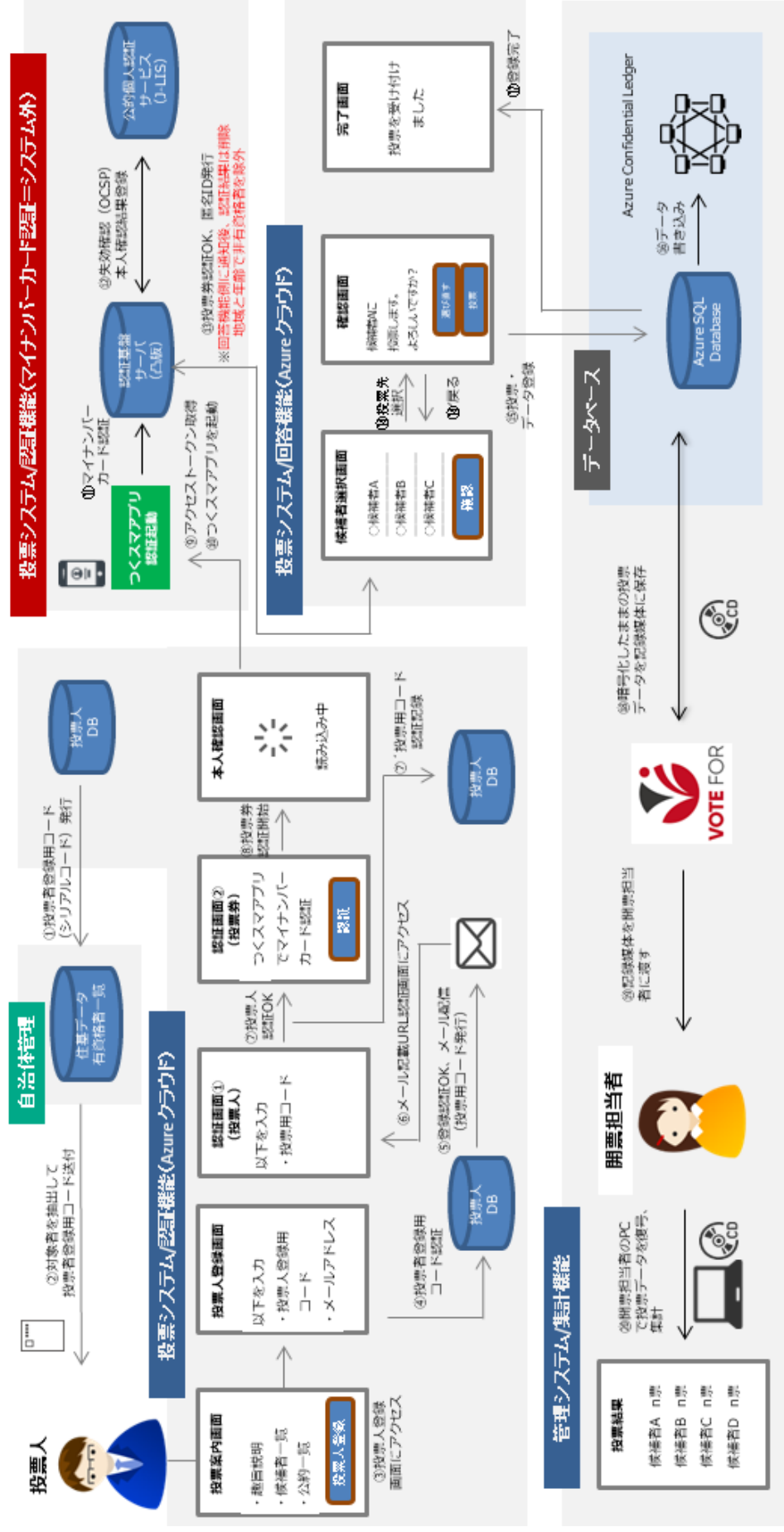
投票に困難のある方の課題

候補検討		来所		名簿対照		投票用紙交付		投票記載		投票		確認		退所	
デジタルアクセ スが難しい	段取りが わからない	段取りが わからない	段取りが わからない	段取りが わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない	書いた文字が わからない
演説会に 行くのは難しい	行けるときに 行く、期日前	行けるときに 行く、期日前	公民館・分庁舎 など入口が狭い	公民館・ 分庁舎など 部屋が狭い	台の高さが、 書きにくい	台の高さが、 書きにくい	台の高さが、 書きにくい	台の高さが、 書きにくい	台の高さが、 書きにくい	入れるときに 緊張する	入れるときに 緊張する	入れるときに 緊張する	入れるときに 緊張する	入れるときに 緊張する	部屋や会場の出 口が狭い
ネットで聞 候補者のサイ ト	誘導サポートが 不十分	誘導サポートが 不十分	はがきを 提出しづらい	はがきを 提出しづらい	点字投票機 は必ずしも用意 されていない	点字投票機 は必ずしも用意 されていない	点字投票機 は必ずしも用意 されていない	点字投票機 は必ずしも用意 されていない	点字投票機 は必ずしも用意 されていない	投票箱に確実に 入ったかどうか わからない	投票箱に確実に 入ったかどうか わからない	投票箱に確実に 入ったかどうか わからない	投票箱に確実に 入ったかどうか わからない	投票箱に確実に 入ったかどうか わからない	投票箱に確実に 入ったかどうか わからない
候補者等HPが 読み上げ非対応	演説の内容は わからない	演説の内容は わからない	段取りが わからない	段取りが わからない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない	記入方法がわか らなくても開け ない
手話は 政見放送のみ															

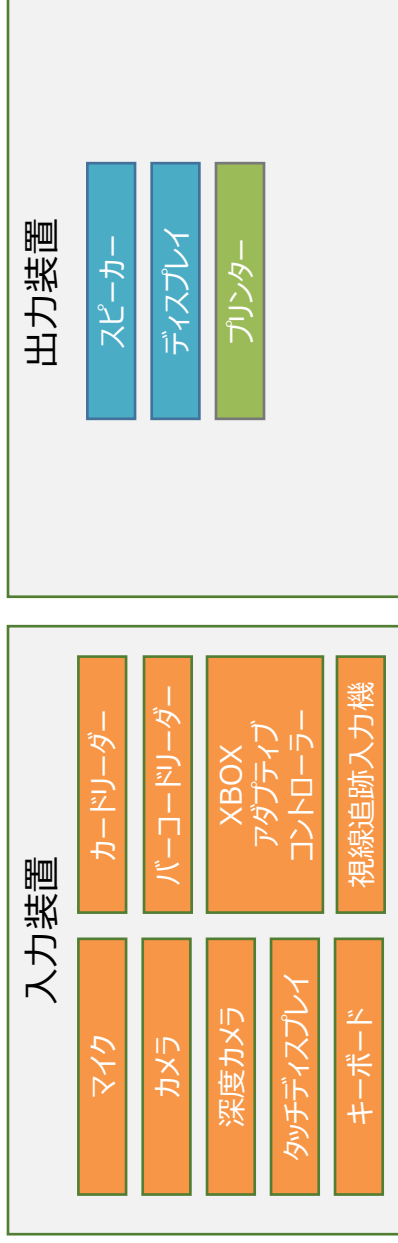
障害者の投票環境に関する追加検証

7 使用する投票システムの構成

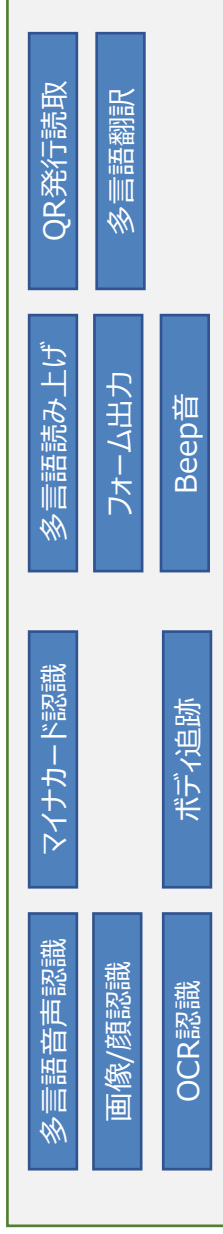
模擬住民投票のシステムと同じものを利用する。



○ユーザーインターフェース



○コグニティブ（認識）及び機能



○アクセシビリティ対応のイメージ

<p>多言語翻訳</p> 	<p>視線追跡入力</p> 	<p>体動の追跡</p> 	<p>物体認識</p> 	<p>多言語読み上げ</p> 
<p>多言語音声認識</p>	<p>マイナカード認識</p>	<p>OCR認識</p>	<p>フォーム出力</p>	<p>QR発行読み取</p>

1. 調査概要

(1)住民向け意識調査（事前アンケート）

期間：2022年10月31日（月）～11月8日（火）

16歳以上の市内在住者から無作為抽出した5000人へ郵送にてアンケート回答を依頼して、WEBサイトにて回答頂きました。

(2)住民向け意識調査（事後アンケート）

期間：2022年12月15日（木）～12月23日（金）

事前アンケートの回答時に登録頂いたメールアドレスに事後アンケート回答を依頼して、WEBサイトにて回答頂きました。

<主な調査項目>

- ①つくばスーパーサイエンスシティ構想やインターネット投票に対する住民の理解や関心、投票意向について
- ②啓蒙活動で住民がより理解を深めて関心が高まったか
- ③模擬住民投票体験で住民がより理解を深めて関心が高まったか
- ④公職選挙におけるインターネット投票の意向について

<調査結果概要の目次>

1. 調査概要
2. 回答者属性等
3. つくばスーパーサイエンスシティ構想やインターネット投票への認知について
4. つくばスーパーサイエンスシティ構想とインターネット投票に関する啓発活動について
5. インターネット模擬住民投票について
6. 将来のつくば市長選挙・市議会議員選挙のインターネット投票意向について
7. 模擬住民投票した人の将来のつくば市長選挙・市議会議員選挙のインターネット投票意向について
8. つくば市長選挙・市議会議員選挙の投票状況とインターネット投票意向について
9. 参議院選挙への投票状況とインターネット投票意向について
10. 茨城県議会議員選挙の投票状況とインターネット投票意向について
11. インターネット投票によって投票率が上がる可能性について
12. まとめ

住民向け意識調査結果概要

2. 回答者属性等

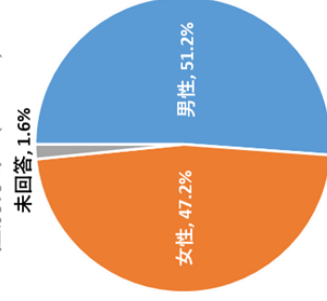
事前事後アンケート

(1) 回答者数・性別

- ◆ 事前アンケートには813名が回答し、そのうち59.4%が事後アンケートに回答。
- ◆ 事前アンケート回答者の性別は男女ほぼ半数。

	事後アンケート
回答者数	813
事前アンケート	483
事後アンケート	59.4%

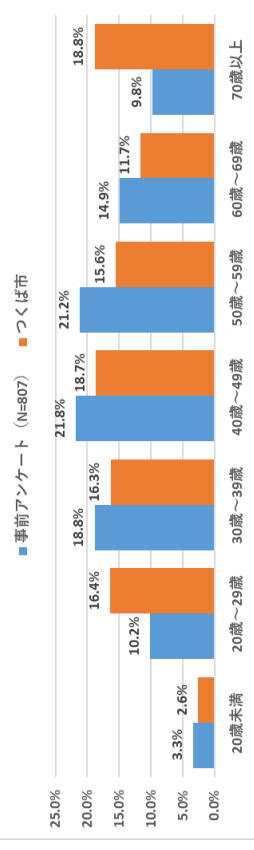
性別分布 (N=813)



(2) 年齢分布

- ◆ 20代および70歳以上がつくば市の年齢分布と比べて少ない
- ※ つくば市の年齢分布と比較※『茨城県常住人口調査』より令和4年10月1日現在の年齢別人口（年齢不詳および18歳未満は除く）

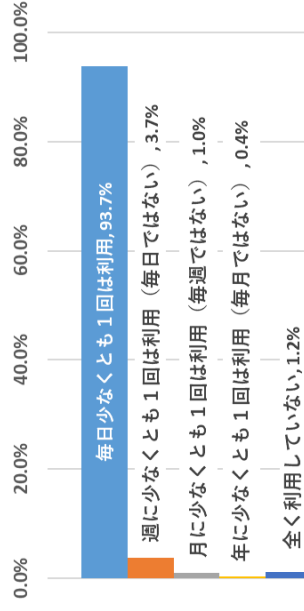
年齢分布 ※未回答者6名を除く



(3) インターネット利用状況

- ◆ 93.7%の回答者が毎日利用していると回答。

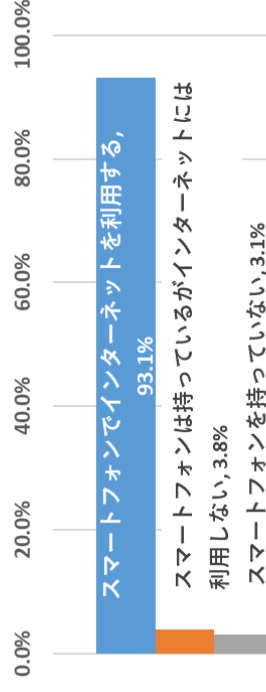
インターネット利用頻度 (N=813)



(4) スマートフォン保持状況

- ◆ 96.9%の回答者がスマートフォンを保持しており、93.1%がスマートフォンでインターネットを利用すると回答。

スマートフォン保持状況 (N=813)



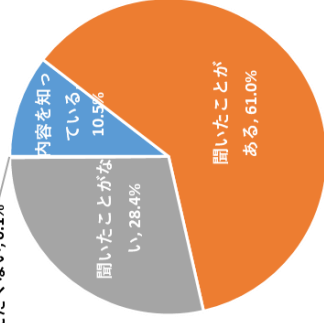
3. つくばスーパーサイエンスシティ構想やインターネット投票への認知について

事前アンケート

(1)つくばスーパーサイエンスシティ構想を知ってますか？

◆つくばスーパーサイエンスシティ構想を知っている（内容を知っている＋聞いたことがある）割合は71.5%

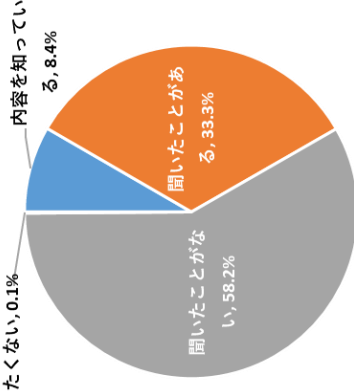
つくばスーパーサイエンスシティ構想の認知 (N=813)



(2)つくば市のインターネット投票への取り組みを知ってますか？

◆つくば市のインターネット投票への取り組みを知っている（内容を知っている＋聞いたことがある）割合は41.7%

つくば市のインターネット投票への取り組み認知 (N=813)

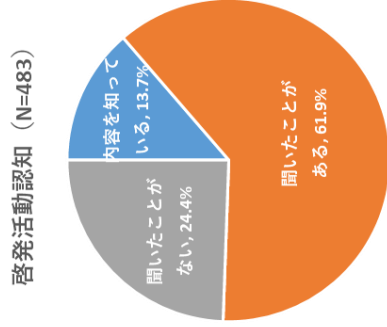


4. つくばスーパーサイエンスシティ構想とインターネット投票に関する啓発活動について

事後アンケート

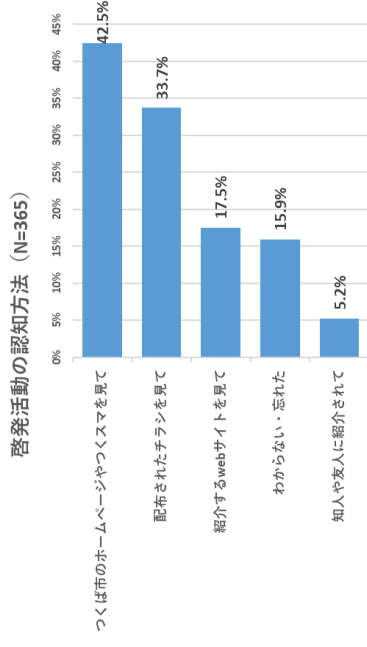
(1)つくば市のスーパーサイエンスシティ構想とインターネット投票に関する啓発活動を知っていますか？

◆「内容を知っている」は13.7%、「聞いたことがある」は61.9%



(2)どのようにして啓発活動を知りましたか？ (複数回答)

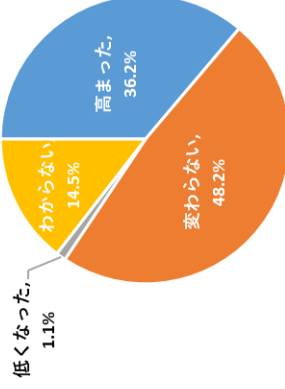
◆最も多い認知方法は「つくば市のHPやスマホを見て」が42.5%



(3)啓発活動により、スーパーサイエンスシティ構想に対する理解・関心が高まりましたか？

◆36.2%が高まったと回答。

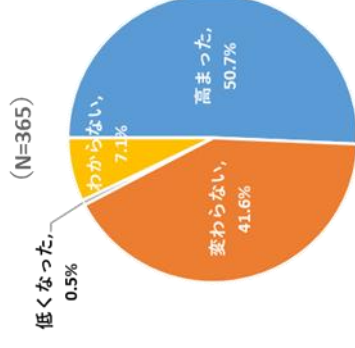
スーパーサイエンスシティ構想に対する理解・関心の高まり



(4)啓発活動により、インターネット投票に対する理解・関心が高まりましたか？

◆半数以上の50.7%が高まったと回答。

インターネット投票に対する理解・関心の高まり

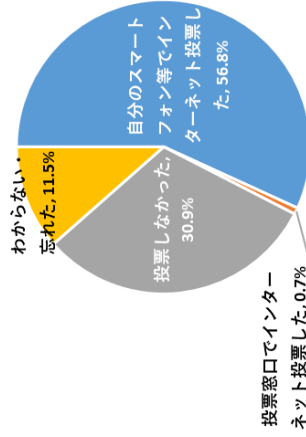


5. インターネット模擬住民投票について

事後アンケート

- (1) インターネット模擬住民投票への参加状況
 (事前アンケート回答かつ模擬住民投票の案内が届いた人)
 ◆ 56.8%が自分の端末でインターネット投票したと回答。

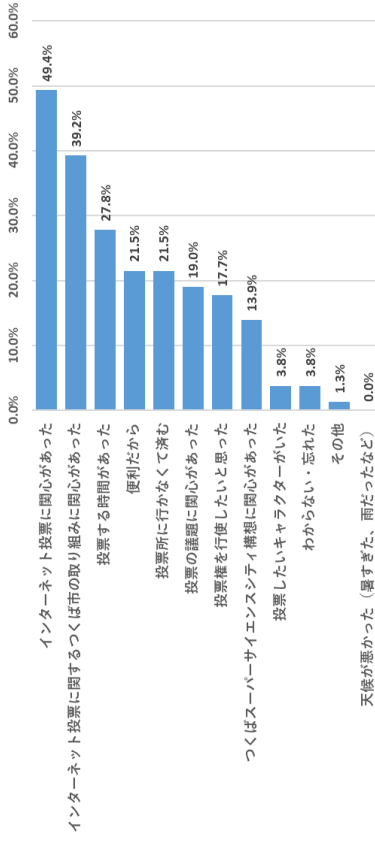
インターネット模擬投票への参加状況 (N=139)



(3) 自分の端末で投票した理由 (複数回答)

- ◆ 回答者の49.4%が「インターネット投票に関心があったから」、39.2%が「インターネット投票に関するつくば市の取り組みに関心があった」

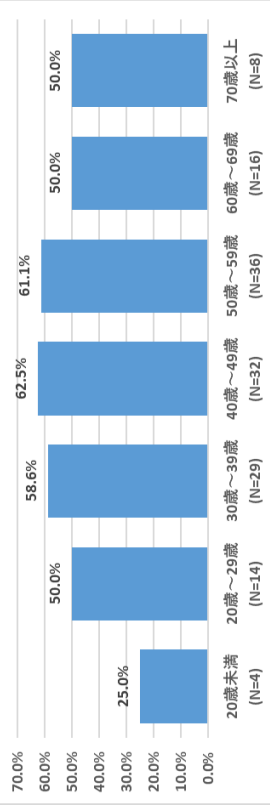
自分の端末で投票した理由 (N=79)



(2) 模擬住民投票の年代別投票率

- ◆ 20歳未満を除き、投票率は50%以上であり、40代・50代は60%を超えている人が投票

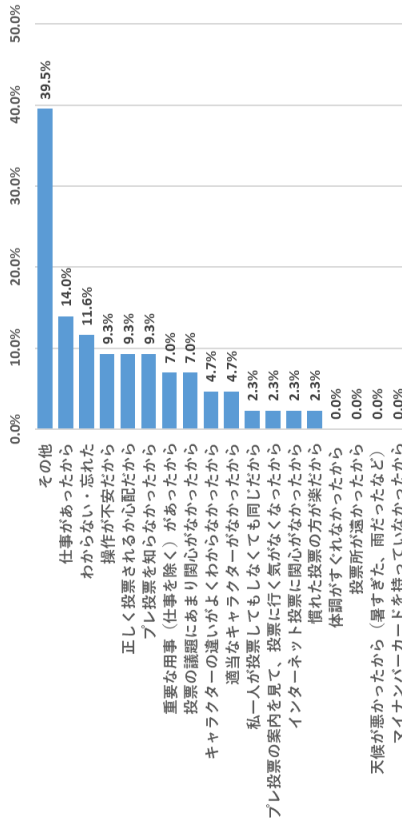
インターネット模擬投票の年代別投票率



(4) 模擬住民投票をしなかった理由

- ◆ その他を除き、最も多い回答は「仕事があったから」で14.0%。

模擬投票をしなかった理由 (N=54)



5. インターネット模擬住民投票について

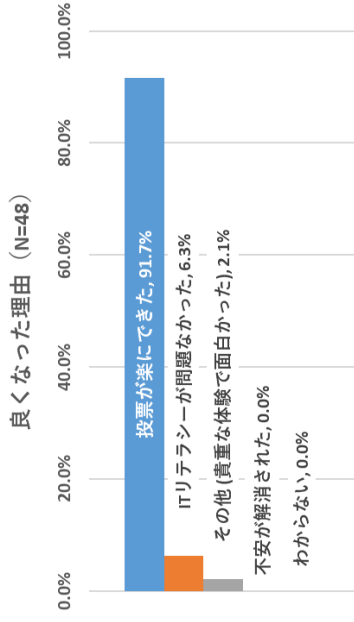
(5) 模擬住民投票をしなかった理由

◆ その他の回答では、マイナンバーカードに関する回答が多い。

その他の回答 (集約) N=17	回答数
マイナンバーカードのパスワードを忘れた	3
模擬投票を忘れていた	2
情報漏洩の不安	2
マイナンバーカードの読み取りができなかった	2
投票日後に案内を開封した	1
投票内容が追跡される懸念	1
案内が不親切	1
ログインできない	1
マイナンバーカードを読み取るアプリをダウンロードしていなかった	1
スマートフォンでの操作方法	1
アプリが自身の端末非対応。投票窓口の対応時間が仕事の時間と重なっていた	1
18歳未満で投票権がない	1

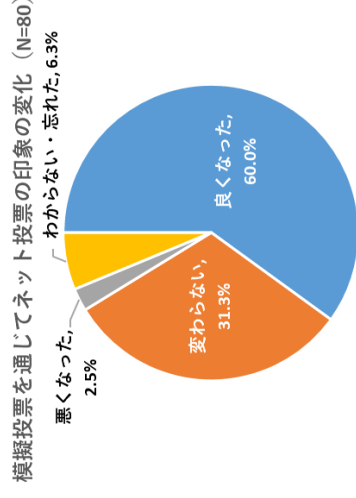
(7) ネット投票の印象が良くなった理由 (単一選択)

◆ 良くなった理由の91.7%が「投票が楽にできた」と回答。



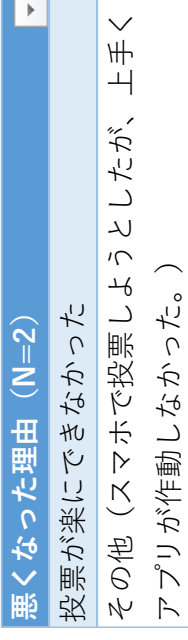
(6) 模擬住民投票を通じてネット投票の印象の変化

◆ 模擬住民投票をした80名のうち60%がネット投票の印象が「良くなった」と回答。



(8) ネット投票の印象が悪くなった理由

◆ 悪くなったと回答した2名の理由は、投票を楽にできなかった点とスマートフォンでのアプリ操作に関する点を回答。

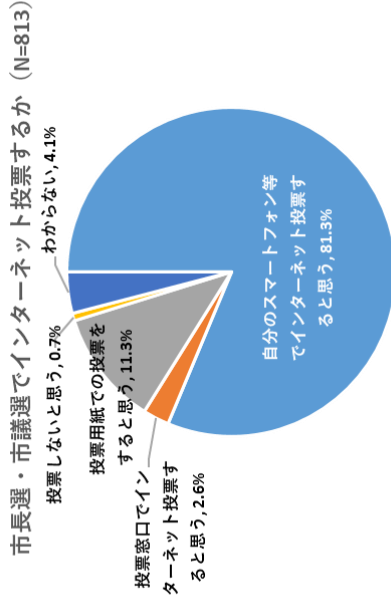


6. 将来のつくば市長選挙・市議会議員選挙のインターネット投票意向について

事前アンケート

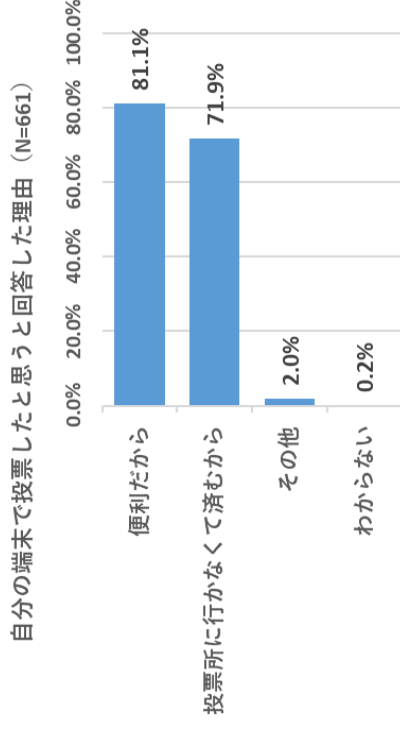
(1) インターネット投票するか？

◆ 81.3%が自分の端末でインターネット投票すると回答。



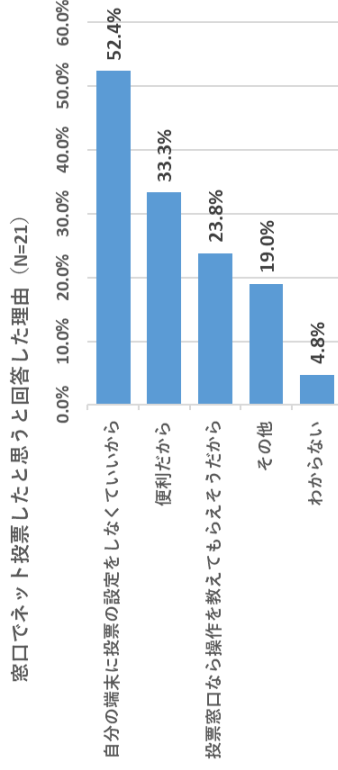
(2) 自分の端末で投票したと思うと回答した理由 (複数回答)

◆ 81.1%が「便利だから」と回答。



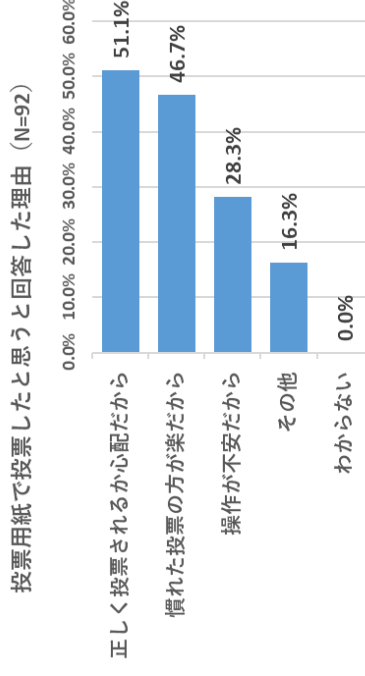
(3) 窓口でネット投票したと思うと回答した理由 (複数回答)

◆ 半数以上が「自分の端末に投票の設定をしなくていいから」と回答。



(4) 投票用紙で投票したと思うと回答した理由 (複数回答)

◆ 半数以上が「正しく投票されるか心配だから」と回答。また「慣れた投票の方が楽だから」も46.7%と半数近くが回答。

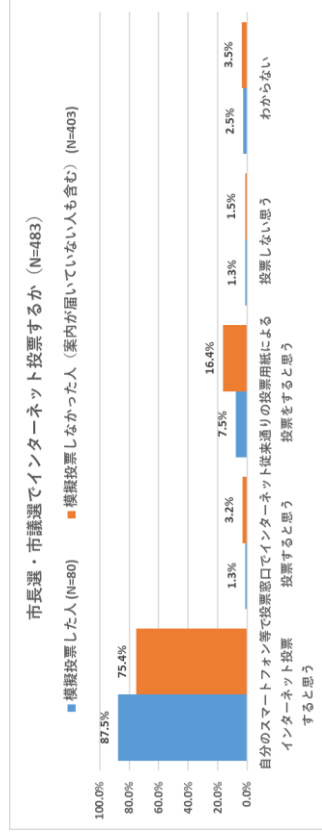


7. 模擬住民投票した人の将来のつくば市長選挙・市議会議員選挙のインターネット投票意向について

事後アンケート

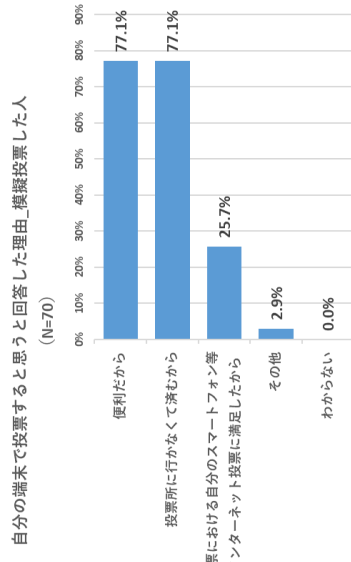
(1) インターネット投票するか？

◆ 模擬住民投票をした人の87.5%が自分の端末で投票すると回答。模擬住民投票をしなかった人の75.4%が自分の端末で投票すると回答。



(2) 自分の端末で投票したと思うと回答した理由 (複数回答)

◆ 模擬住民投票し、「自分の端末で投票する」と回答した70名のうち、「プレ投票に満足したから」と回答した割合は22.5%。



(3) 窓口でネット投票したと思うと回答した理由

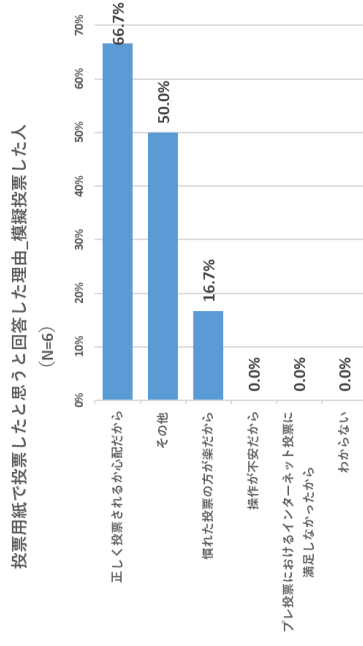
◆ 模擬住民投票した人で「窓口で投票する」と回答した**1名**の理由は「便利だから」。

(模擬住民投票しなかったが、「窓口でネット投票する」と回答した13名の理由は「自分の端末に設定しなくていいから」で69.2%)

(4) 投票用紙で投票したと思うと回答した理由

◆ 投票用紙で投票したと思うと回答した理由で最も多い回答は「正しく投票されるか心配だから」。

「プレ投票に満足しなかったから」と回答した人はいなかった。



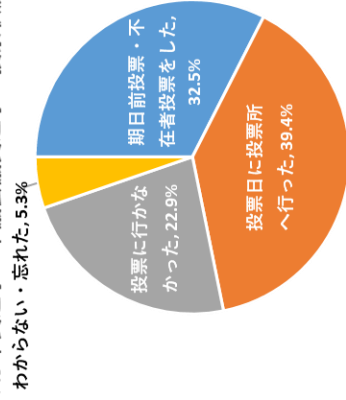
8. つくば市長選挙・市議会議員選挙の投票状況とインターネット投票意向について

事前アンケート

(1)投票状況

- ◆71.9%の回答者が「投票した」と回答
(つくば市における投票率は51.60% (つくば市HPより))

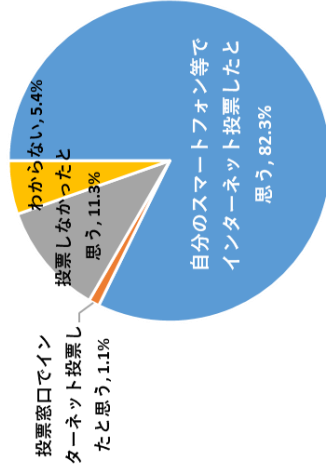
つくば市長選挙・市議会議員選挙の投票状況 (N=813)



(3)投票しなかった人は、ネット投票があつたらどうしたか？

- ◆投票しなかった人の82.3%が自分のスマートフォン等でインターネット投票したと思うと回答。

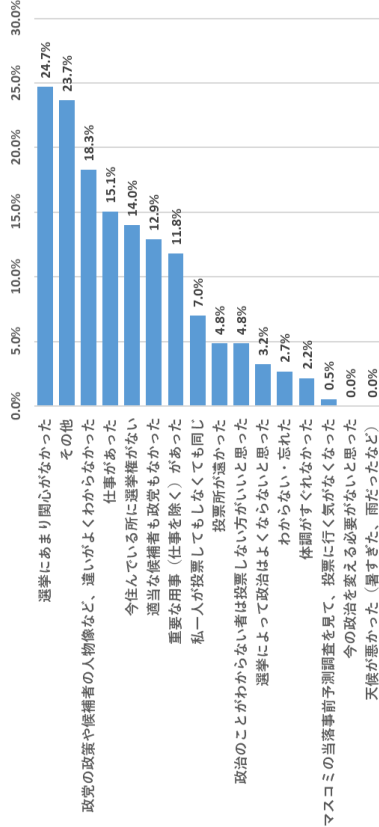
ネット投票があつたらどうしたか？_投票しなかった人 (N=186)



(2)投票しなかった理由 (複数回答)

- ◆最も多い回答は「選挙にあまり関心なかった」(24.7%)

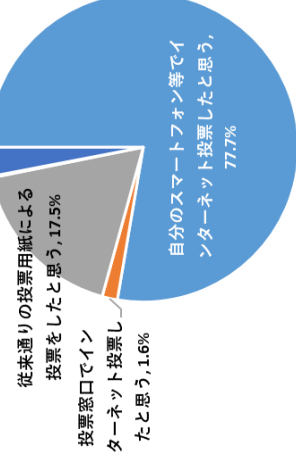
投票しなかった理由 (N=186)



(4)投票した人は、ネット投票があつたらどうしたか？

- ◆投票した人の77.7%が自分の端末でインターネット投票したと思うと回答。一方で17.5%は投票用紙による投票をしたと思うと回答。

ネット投票があつたらどうしたか？_投票した人 (N=627)

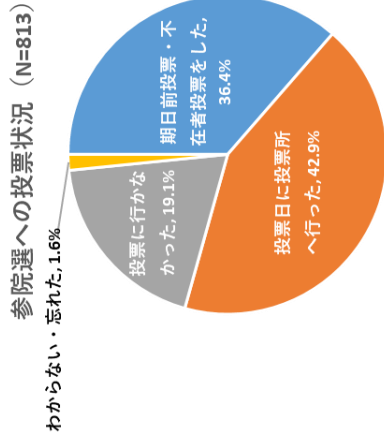


9. 参議院選挙への投票状況とインターネット投票意向について

事前アンケート

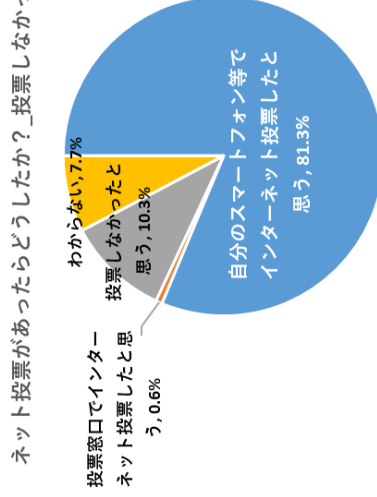
(1)投票状況

◆79.3%の回答者が「投票した」と回答
 (つくば市における参院選の投票率は47.15% (つくば市HPより))



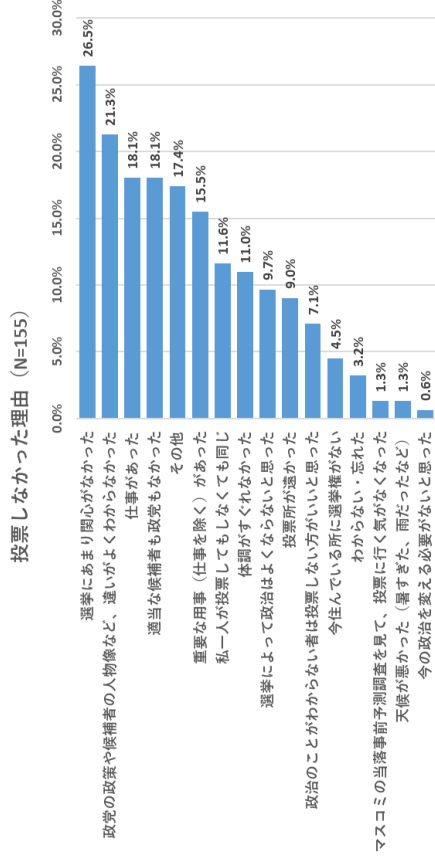
(3)投票しなかった人は、ネット投票があつたらどうしたか？

◆投票しなかった人の81.3%が自分のスマートフォン等でインターネット投票したと思うと回答。



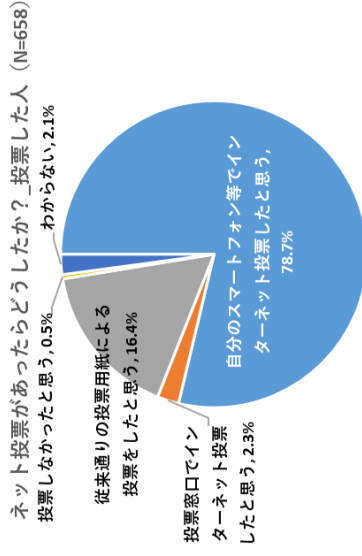
(2)投票しなかった理由 (複数回答)

◆最も多い回答は「選挙にあまり関心なかった」(26.5%)



(4)投票した人は、ネット投票があつたらどうしたか？

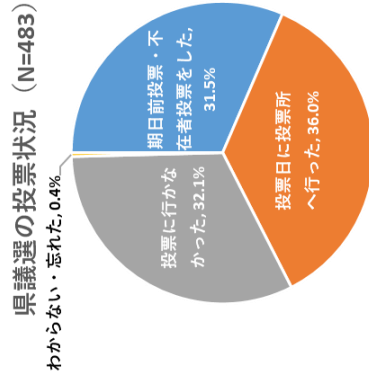
◆投票した人の78.7%が自分の端末でインターネット投票したと思うと回答。一方で16.4%は投票用紙による投票をしたと思うと回答。



10. 茨城県議会議員選挙の投票状況とネット投票意向について

(1)投票状況

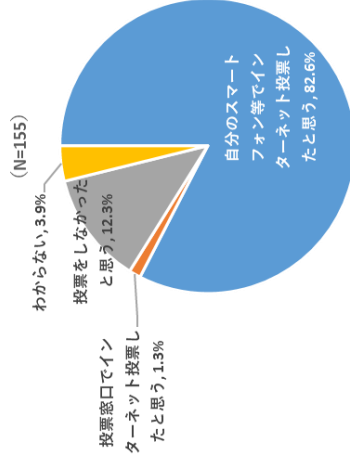
- ◆67.5%の回答者が「投票した」と回答
(つくば市における茨城県議選の投票率は37.72% (つくば市HPより))



(3)投票しなかった人は、ネット投票があつたらどうしたか？

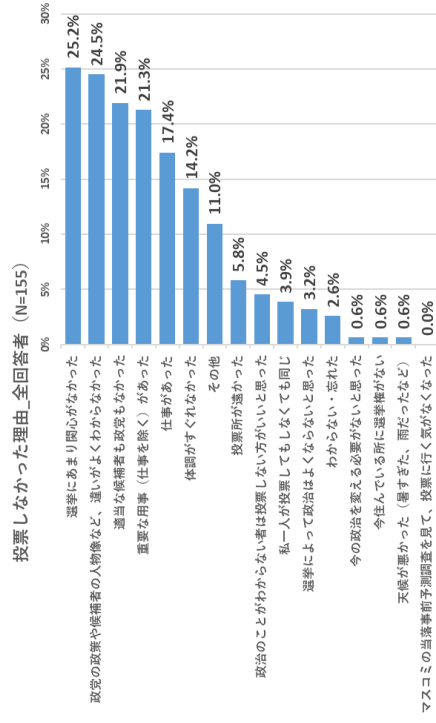
- ◆投票しなかった人の82.6%が自分のスマートフォン等でインターネット投票すると思うと回答。

ネット投票があつたらどうしたか？_投票しなかった人_全回答者 (N=155)



(2)投票しなかった理由 (複数回答)

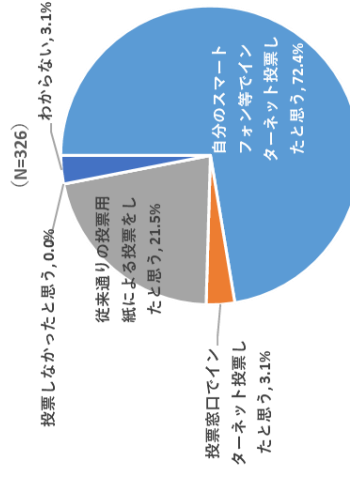
- ◆最も多い回答は「選挙にあまり関心がなかった」(25.2%)



(4)投票した人は、ネット投票があつたらどうしたか？

- ◆投票した人の72.4%が自分の端末でインターネット投票したと思うと回答。一方で21.5%は投票用紙による投票をしたと思うと回答。

ネット投票があつたらどうしたか？_投票した人_全回答者 (N=326)



10. 茨城県議会議員選挙の投票状況とネット投票意向（模擬住民投票した人）

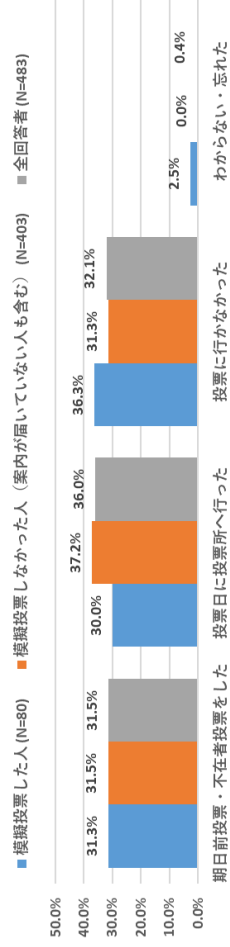
事後アンケート

(1)投票状況

◆模擬住民投票した人の61.3%の回答者が「投票した」と回答。

※全回答者で「投票した」と回答した割合は67.5%

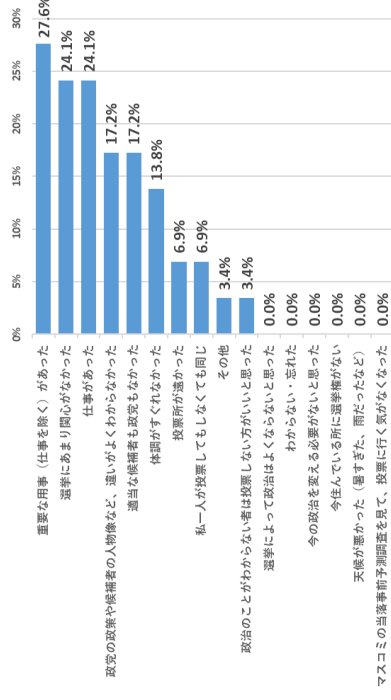
県議選の投票状況 (N=483)



(2)投票しなかった理由

◆最も多い回答は「重要な用事（仕事を除く）があった」（27.6%）

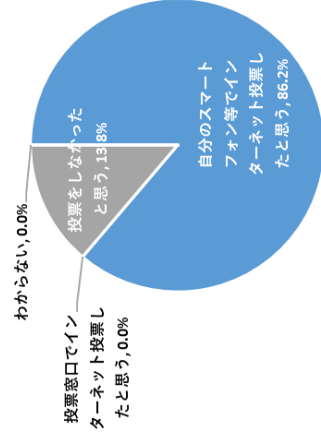
投票しなかった理由_模擬投票した人 (N=29)



(3)投票しなかった人は、ネット投票があつたらどうしたか？

◆投票しなかった人の86.2%が自分のスマートフォン等でインターネット投票したと思う、86.2%

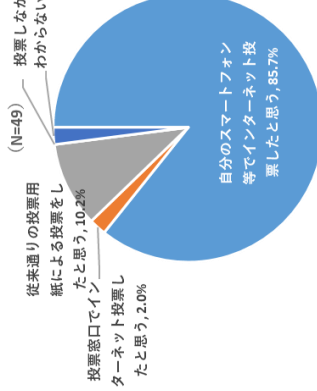
ネット投票があつたらどうしたか？_投票しなかった人_模擬投票した人 (N=29)



(4)投票した人は、ネット投票があつたらどうしたか？

◆投票した人の85.7%が自分の端末でインターネット投票したと思うと回答。一方で10.2%は投票用紙による投票をしたと回答。

ネット投票があつたらどうしたか？_投票した人_模擬投票した人 (N=49)



11. インターネット投票によって投票率が上がる可能性について

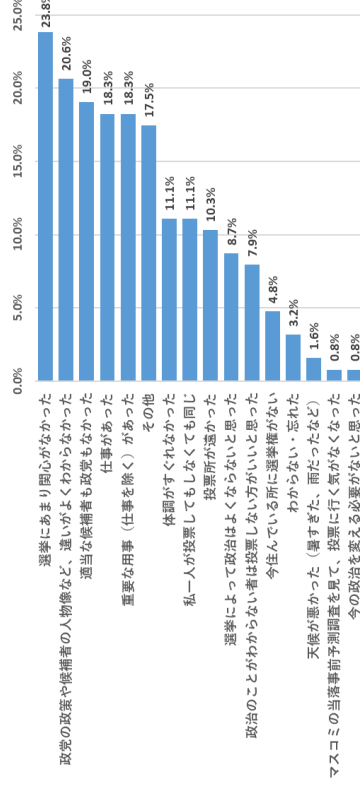
事前事後アンケート

(1)～(3)の各選挙で、仕事や用事だけでなく、「選挙にあまり関心が高かった」ことを理由に投票しなかった人も、もしネット投票があったら自分のスマートフォン等で投票すると80%以上の方が回答している。

投票所に行く手間や時間が軽減されるインターネットで投票することが、国や市の未来を考えるきっかけとなるかと思われれます。

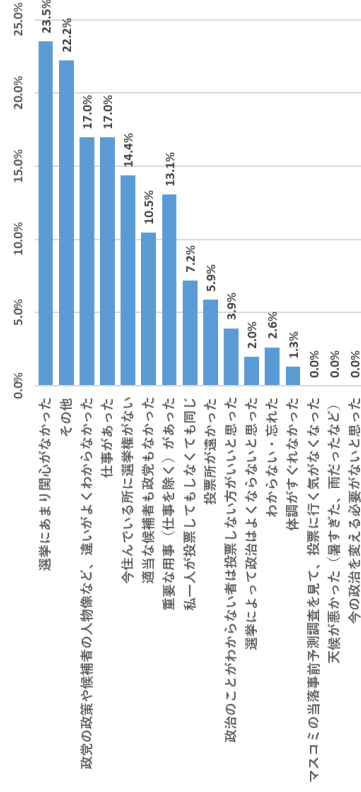
(1)参議院選挙は投票しなかったが、もしネット投票があったら自分のスマートフォン等で投票すると回答した人の、参議院選挙を投票しなかった理由

投票しなかった理由_自分のスマートフォン等で投票したと思う (N=126)



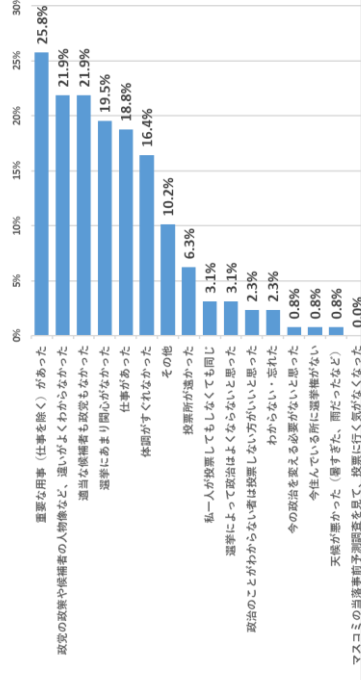
(2)つくば市長選挙・市議会議員選挙は投票しなかったが、もしネット投票があったら自分のスマートフォン等で投票すると回答した人の、つくば市長選挙・市議会議員選挙を投票しなかった理由

投票しなかった理由_自分のスマートフォン等で投票したと思う (N=126)



(3)茨城県議会議員選挙は投票しなかったが、もしネット投票があったら自分のスマートフォン等で投票すると回答した人の、茨城県議会議員選挙を投票しなかった理由

投票しなかった理由_自分の端末でインターネット投票すると回答した人_全回答者 (N=128)



12. まとめ

(1) インターネット投票への意向について

- ◆ アンケート回答者は国政選挙や地方選挙において、比較的（つくば市平均より投票率が高い） 普段から選挙に行っている人が多い。
- ◆ インターネット投票に関して肯定的な意見が多く、81.3%が自分の端末でインターネット投票すると回答。
- ◆ 自身の端末で投票する理由は「便利」「投票所に行かなくて済む」が多い。
- ◆ 一方で、端末の設定やマイナンバーカードの読み取りなどに懸念があり、窓口やこれまでの投票用紙での投票をする意向の人も約14%いる

(2) 啓発活動の認知・影響

- ◆ アンケート回答者のうち、啓発活動を認知していた割合は75.6%
- ◆ 啓発活動により、36.2%がスーパースাইエンスティ構想に対する理解・関心が高まり、50.7%がインターネット投票に対する理解・関心が高まったと回答。

(3) 模擬住民投票によるインターネット投票への意向の変化

- ◆ 事前アンケートに回答し、模擬住民投票の案内が届いた人のうち、57.6%が模擬住民投票をしたと回答し、56.8%が自分の端末でインターネット投票したと回答。
- ◆ 自分の端末で投票した回答者の49.4%が「インターネット投票に関心があったから」と回答。
- ◆ 一方で模擬住民投票をしなかった人で最も多い理由は「仕事があったから」（14.0%）であり、その他の回答では、マイナンバーカードの読み取りができないパスワードを忘れたなど、マイナンバーカードに関する回答が多い。
- ◆ 模擬住民投票をした80名のうち60%がネット投票の印象が「良くなった」と回答し、良くなった理由の91.7%が「投票が楽にできた」と回答。
- ◆ 事前アンケートにて81.3%が自分の端末でインターネット投票すると回答していたが、模擬住民投票した人のうち自分の端末でインターネット投票すると回答した割合は87.5%と高まった。

不正行為の罰則規定に関する検討

1. 現在の主な罰則規定

公職選挙における罰則

投票方式	
現地	<p>買収及び利書誘導罪（公職選挙法 第二百一十一条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の行為をした者は三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金 選挙人や選挙運動者に対し金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導（約束も含む） 上記の買収に応じる、買収を促す行為 <p>投票干渉罪（同法 第二百二十八条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 投票所又は開票所において選挙人の投票に干渉又は被選挙人の氏名を認知する方法を行った者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金 法令の規定によらないで投票箱を開く・投票を取り出した者は3年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金
	期日前
不在者投票	<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票においては、その投票を管理すべき者はこれを投票管理者、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人、選挙人が指示する公職の候補者（政党）名を記載すべきものと定められた者とみなして、第十六章（罰則）の規定を適用（同法 第二百五十五条第一項）
郵便投票	<ul style="list-style-type: none"> 郵便投票においては、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間に於ける当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条等を適用（同法 第二百五十五条第二項）
在外投票	<ul style="list-style-type: none"> 在外投票に係る事務その他に従事する在外公館の長及び職員並びに在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務に従事する者は、選挙管理委員会の職員とみなして、第十六章（罰則）の規定を適用（同法 第二百五十五条の二第一項） その投票を管理すべき在外公館の長は投票管理者と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者（政党）名を記載すべきものと定められた者とみなして、第十六章（罰則）の規定を適用（同法 第二百五十五条の二第二項） 選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間に於ける当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条等を適用（同法 第二百五十五条の二第三項）
電磁的記録式投票	<ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録式投票機、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は投票箱と、選挙人の投票を補助すべき者及び選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者は、公職選挙法第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして、第十六章（罰則）の規定を適用。（電磁記録法 第十六条）
インターネット投票	<ul style="list-style-type: none"> 他の投票と同様に、当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなす等、公職選挙法の罰則を適用する必要性がある。

不正行為の罰則規定に関する検討

1. 現在の主な罰則規定

関連する法令の罰則

01

電磁的記録不正作出及び供用

(刑法 第六十一条の二)

- ・ 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

02

電子計算機損壊等業務妨害

(刑法 第二百三十四条の二)

- ・ 電子機器やデータを破壊したり、不正に操作することで営業活動を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金

03

マイナンバー法違反

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

- ・ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金 (第四九条)
- ・ 秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金 (第五十条)
- ・ 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為、その他不正の手段により他人の個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 (第五十一条)
- ・ 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六か月以下の懲役又は五十万円以下の罰金 (第五十五条)

04

不正アクセス禁止法違反

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)

- ・ 不正アクセス行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金 (第十一条)
- ・ 不正アクセス行為を助長する行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 (第十二条)

インターネット投票における罰則のあり方に関する各委員の意見

- ・ 罰則があっても選挙犯罪は現実なくなっておらず難しい問題である
 - ・ 罰則を強化したら大丈夫と言えるかは慎重な議論を要する
 - ・ 法的なスキームも含めて内閣府と事務局とで課題を整理し、継続検討すべき
- (湯浅座長)
- ・ 投票の現場での不正防止するための措置を考えつつ、刑事罰の適用は必要
 - ・ 適用範囲や厳罰化の理由の検討を十分に精査していくことが必要であり、総合的に議論をしていくことが重要
 - ・ 既存の条文の読み替えに加え、国家戦略特区法の改正も視野に入れて議論すべき
- (落合委員)
- ・ 公選法とマイナンバー関連法等、二重に罰則が適用されるのかを確認すべき
 - ・ マイナンバーカードの継続性を考慮し、認証方法を特定せず、抽象化するのが望ましい
 - ・ マイナンバーカードに限らず多重に色々方法を持っていることが強制されることが技術面での対策になる
- (斉藤委員)
- ・ 公選法の規定の中でも罰則規定はあるが、他の手段を講じたうえでの話
 - ・ 罰則強化で不正行為は防げないため、慎重に議論すべき
 - ・ 在外投票や郵便投票と同様に、条文の読み替えを行うのが適当
- (清水委員)

各委員の意見を踏まえた今後の検討課題

- ・ 罰則の強化について
- ・ 罰則の適用について
- ・ 法的スキームについて

内閣府 先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業
「茨城県つくば市におけるインターネット投票に係る調査実証事業」
有識者会議報告書

1. 有識者会議の目的
2. 主な検討事項
3. 有識者会議の運営等
4. 委員名簿
5. スケジュール（有識者会議・模擬住民投票・監査・追加検証）
6. 検討事項とその結果
 - ・検証項目の精査及び各種リスクに対する助言・提案を行うこと。
 - ・検証に堪える機能要件を備えたシステム設計となるよう助言・提案を行うこと。
 - ・投票システムが仕様通りに構築され、正しく動作することを確認すること。
 - ・投票システムが定められた手順で運用されていることを確認すること。
 - ・公職選挙の手順に組み込む際に確認すべき事項について助言・提案を行うこと。
 - ・その他指摘事項
7. 総括

（資料）

全5回分の資料と議事録

スケジュールについて（事業全体）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 (8/24) ・ 会議の設置 ・ 調査概要 ・ 検証項目案 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回 (9/26) ・ 投票システム ・ 検証項目案 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回 (10/26) ・ 投票システム ・ 実施体制 ・ システム確認 ・ 検証項目案 		<ul style="list-style-type: none"> 第4回 (12/12) ・ 結果報告 ・ 検証評価案 ・ 罰則の検討 ・ 報告書骨子 	<ul style="list-style-type: none"> 第5回 (1/30) ・ 結果報告 ・ 検証評価案 ・ 罰則の検討 ・ 報告書案 	報告書 とりまとめ		
プレ住民投票	<ul style="list-style-type: none"> システム開発 			<ul style="list-style-type: none"> プレ住民投票実施 11/8 (火) ~ 11/14 (月) 	検証		<ul style="list-style-type: none"> 予備日 (2月14日) 障害者向け投票機器の検証 		
住民意識調査		<ul style="list-style-type: none"> 企画、アンケートフォーム作成 	調査実施		集計・分析				
啓蒙・啓発	<ul style="list-style-type: none"> チラシ、webコンテンツ作成 	<ul style="list-style-type: none"> チラシ、webコンテンツ 		<ul style="list-style-type: none"> チラシ配布 				<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ開催 (予備日に同時開催) 	
				コンテンツ配信					

スケジュールについて（有識者会議）

第1回 令和4年8月24日（水）

（議題）有識者会議の役割と体制、委員の紹介

つくば市提案の概要、本事業の概要について

模擬住民投票の概要について

スケジュールについて

第2回 令和4年9月26日（月）

（議題）模擬住民投票の概要とシステムについて

検証項目案について

住民向け意識調査の概要について

スケジュールについて

第3回 令和4年10月26日（水）

（議題）模擬住民投票の実施について

模擬住民投票の投票システム構成及びセキュリティについて

システム確認（監査）の概要とスケジュールについて

検証項目の設定

スケジュールについて

（令和4年11月8日～11月14日 模擬住民投票の実施）

スケジュールについて（有識者会議）

第4回 令和4年12月12日（月）17:15～18:30開催

（議題） 模擬住民投票の結果報告

検証項目の評価に関する検討

不正行為の罰則規定に関する検討

有識者会議の報告書に関する検討

スケジュールについて

第5回 令和5年1月30日（月）10:00～11:30開催

（議題） 障害者の投票環境に関する追加検証について

住民向け意識調査の結果概要について

不正行為の罰則規定に関する検討

有識者会議の報告書に関する検討

スケジュールについて

（令和4年2月14日 障害者向け投票環境の追加検証）

2月の追加検証の結果も回議にてご確認いただき、報告書に含める予定です。